

平成29年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲法】

Xは、精神発達遅滞および不安神経症のため（重度の知的障害者として自治体から療育手帳を交付されている）、家庭内では新聞を読みテレビを見たり知人と電話で話すなどの活動は可能であるものの、外出先で他人を見かけると身体が硬直し身動きが困難になるなどの症状に悩まされてきた。専門家の知見によると、この症状は外出時に必ずあらわれるものではないが、一定の緊張を強いられる場面ではほぼ確実にあらわれるといった不安定な性質のものとされている。同人は養護学校高等部を卒業後ほどなく自宅に「ひきこもり」の状態となり、成人した後も、投票所に行くことが困難であるため、20xx年の衆議院議員総選挙を棄権せざるを得なかった。そこでXは、国会が1974（昭和49）年6月3日に公職選挙法を改正した際に、身体障害者手帳を有する者等に限って郵便投票の方法を認める制度（郵便投票制度）（注）を設け、その後この制度の対象者を精神的原因による「投票困難者」にまで拡充する立法をしなかったこと等を理由として、国に対し慰謝料の支払いを求める国家賠償請求訴訟を提起した。

（注）公職選挙法49条2項 「選挙人で身体に重度の障害があるもの（…略…）の投票については、…その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は…一般信書便事業者…による…信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。」

【問題】

- （1）この訴訟において、Xはどのような憲法上の主張をすることが考えられるか。
- （2）国側は、立法行為・立法不作為に対する国家賠償としてXの慰謝料請求は認められないと反論することになるが、具体的にはどのような反論を行うことが考えられるか。

【刑 法】

以下の【事例】における甲の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい

【事例】

甲は、平成29年1月30日午前0時30分頃、都内某所の路上において、酒に酔ったXがわめき散らしている様子を見て、「ばかな野郎は、死ねばいいのに。」と周囲に聞こえるような声でつぶやいて通りすぎた。それを聞いたXは、激昂して甲に襲いかかり、その顔面等を手拳で複数回殴打した。甲は、身の危険を感じ、Xの顔面を手拳で殴打すると、その拍子にXは後方の壁に後頭部を打ち付けた。Xは「このやろう！」などと叫んだが、「やりやがっ…」と言葉を途切れさせ、前かがみになって倒れ込みそうになった。しかし、甲は、当初のXの攻撃が激しかったので、Xは一瞬ひるんだに過ぎず、なおも攻撃してくると考えるとともに憤慨の情をもって、倒れそうになっているXの頭部を右足で蹴りつけると、Xは動かなくなった。Xは救急車で運ばれたが、2月5日、外傷性くも膜下出血により死亡した。

なお、司法解剖の結果、甲のはじめの殴打行為（第1暴行）でXの後頭部が壁に打ち付けられたことにより脳挫傷が生じ、その段階で攻撃をすることは不可能な状況であり、右足の蹴り（第2暴行）により、さらに脳挫傷が進行し、結果、外傷性くも膜下出血が引き起こされたことが判明した。